



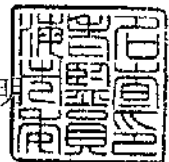
海老名市監査委員告示第 6 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、市民協働部の定期監査を海老名市監査基準に準拠し実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和 6 年 6 月 13 日

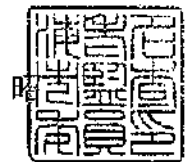
海老名市監査委員

雨宮 徳明



海老名市監査委員

清水



海老名市監査委員

宇田川



定期監査結果報告書

1 監査の対象部課及び所掌事務

【市民協働部】

(1) 市民活動推進課

市民参加の推進に関すること。市民活動の支援に関すること。郷土意識の高揚に関すること。都市間交流に関すること。生涯学習に関すること。えびな市民活動センターに関すること。部の庶務及び調整に関すること。部内の事務分掌の調整に関すること。

(2) 地域づくり課

地域自治活動の支援に関すること。市政連絡に関すること。コミュニティセンター及び文化センターに関すること。防犯対策に関すること。防犯カメラの設置及び運用に関すること。防犯灯の設置及び運用に関すること。交通安全に関すること。安全安心ステーションに関すること。

(3) 市民相談課

人権問題に関すること。男女共同参画に関する施策の総合調整に関すること。国際化に関すること。平和都市に関すること。広聴に関すること。市民相談に関すること。消費生活に関すること。外部労働者からの公益通報制度に関すること。消費生活センターに関すること。配偶者暴力相談に関すること。市長への手紙等に関すること。

(4) 文化スポーツ課

文化振興に関すること。文化会館に関すること。スポーツ振興に関すること。スポーツ関係団体の指導助言に関すること。スポーツ施設に関すること。海老名運動公園、北部公園及び中野公園に関すること。河原口高水敷の利活用に関すること。

(5) 窓口サービス課

住民基本台帳に関すること。印鑑登録に関すること。住民実態調査に関すること。住民基本台帳カード等に関すること。個人番号の指定及び通知、個人番号カードの交付等に関すること。市民総合窓口の総合調整に関すること。特別永住者等に関すること。市県民税、固定資産税関係の証明に関すること。戸籍に関すること。破産者及び犯罪人の名簿に関すること。身元照会等に関すること。人口動態調査に関すること。埋火葬及び改葬の許可に関すること。

2 監査の対象範囲

監査の対象部課の所管に属する財務に関する事務

3 監査の対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 監査の方法

財務に関する事務が法令に基づき適正に行われているかを主眼として、対象期間における次に掲げる事務について監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員から説明を求めた。

- (1) 予算の執行・収入支出に関する事務
- (2) 契約に関する事務
- (3) 財産管理に関する事務
- (4) 庶務に関する事務
- (5) 補助金交付に関する事務

5 監査年月日

令和6年5月30日

6 監査の結果

監査対象部課における予算の執行・収入支出事務、契約事務、財産管理事務、庶務事務、補助金交付事務及び指定管理業務については市民活動推進課の次の点を除き、適正に執行されていると認められた。今後においては適正な事務執行に努められたい。

・海老名市都市間交流協会に対する補助金交付要綱において、本市と白石・登別両市との産業等の交流の促進を図ることを目的と定めているが、令和5年度の補助金については、要綱の目的とされていない相互応援協定都市への「湯けむり交流事業」にも拡大適用して支出されている。

また、補助金の交付決定通知について、指令番号を付す必要がないが、様式はそのままとなっている。